

# 飲酒対策等に係る現状

---

# 1. 飲酒基準に係る現状、行政処分等の事例等

---

## 船舶乗組員の飲酒基準に係る現状

- 船舶の飲酒対策は、①船員法に基づく乗員への飲酒対策、②海上運送法及び内航海運業法に基づく事業者の飲酒管理対策を併せて実施し、酒気を帯びた乗組員による操船等を防止している。

### 乗組員への対策(船員法体系)

船員法: 船員の労働保護、船長の職務権限及び遵守事項等を定めた法律

- 航海当直基準※1
  - ✓ 船長の遵守事項として、「航海当直をすべき職務を有する者が、酒気を帯びていないこと。」と規定。

※1 船員法第14条の4に基づき、船長の遵守事項として航海当直を行う際の基準をさだめたもの。

### 事業者への対策(海上運送法等の事業法体系)

海上運送法、内航海運業法: 輸送の安全の確保等により事業の健全な発達を図るため、事業者が講ずべき措置等を定めた法律

- 安全管理規程※2
  - ✓ 正常な当直業務が出来るようになるまでの間は当直禁止
  - ✓ 呼気濃度0.15mg/L以上の間は当直禁止

※2 海上運送法第10条の3、内航海運業法第9条に基づき、事業者の安全管理体制等を定め、国に届出るもの。

### 基準を遵守させるための措置

- 酒気帯びによる航海当直について、以下の場合には戒告(行政指導)の対象としている。
  - ✓ 呼気アルコール濃度0.15mg/l以上で航海当直業務についての場合
  - ✓ 事故発生時に酒気帯びである場合

- 安全管理規程の違反は、安全確保命令(行政処分)の発出事由となり、以下の場合には原則として命令の対象としている。
  - ✓ 呼気アルコール濃度0.15mg/l以上での航海当直業務についてが確認され、悪質な場合
  - ✓ 事故発生時に酒気帯びである場合

# 飲酒に関する主な行政処分等の事例(過去3年分)

## 内航海運業法(安全確保命令:行政処分)

事故発生年月	事故分類	事故概要
H27.5	乗揚	船長が酒気帯び状態で航海当直を行い、入港中に灯浮標と接触し、浅瀬に乗揚

## 船員法(戒告:行政指導)

事故発生年月	事故分類	事故概要
H27.12	衝突(対船)	船長が飲酒後に航海当直を行い、居眠りにより他船に衝突
H28.11	衝突(対船)	船長が飲酒後に航海当直を行い、操船ミスによりを他船に衝突
H28.12	乗揚	一等航海士が飲酒後に航海当直を行い、居眠りにより浅瀬に乗揚
H29.11	乗揚	船長が飲酒後に航海当直を行い、走錨に気づき事故回避の対応を行ったが消波ブロックに乗揚
H30.2	衝突(対物)	二等航海士が飲酒後に航海当直を行い、操船ミスによりを防波堤に衝突 (二等航海士は酩酊状態で航海当直したとして、海上保安庁が業務上過失往来危険の疑いで送検。)

# 商船三井客船(株) 「にっぽん丸」の海難事故の概要

## 1. にっぽん丸の概要

運航者: 商船三井客船(株)

船籍: 日本

船種: 旅客船

総トン数: 22,472トン



## 2. 事故概要

日時: 2018年12月30日(日)21時14分頃(現地時間)

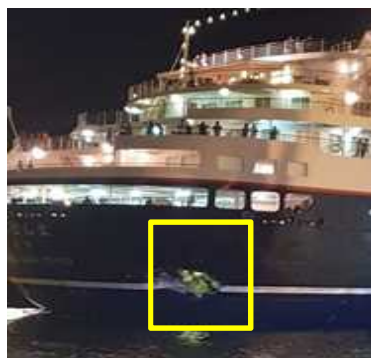
概要: グアム島アプラ港から離岸する際に対岸の栈橋に接触

被害: 負傷者、油流出なし。にっぽん丸に破口、栈橋損傷

乗客: 1月3日迄に乗客は航空機で帰国



● 事故発生場所



● 船舶の損傷状況



● 栈橋の損傷状況



● 事故に至るにっぽん丸の動き

- 商船三井客船(株)より、1月8日、事故に関するプレスリリース。
- 国土交通省は同日に海上運送法及び船員法に基づく監査を開始(現在、監査中)

## にっぽん丸のグアム港における港内施設との衝突事故について

株式会社 商船三井  
商船三井客船 株式会社

**お知らせ** 2019.01.08

株式会社商船三井(社長:池田 潤一郎、本社:東京都港区)の子会社である商船三井客船株式会社(社長:山口 直彦、本社:東京都港区、以下「商船三井客船」)が運航する客船「にっぽん丸」(22,472総トン、当時の乗客372名、乗員252名)は現地2018年12月30日(日)夜に米国領グアムのグアム港からサイパンに向けて出港する際、現地時間午後9時14分ごろ、米国海軍施設である棧橋と接触し、クルーズの運航を中止しました。ご乗船のお客様、乗員に怪我もなく、本船からの漏油もありませんでした。

お客様、また関係の皆様にご迷惑、ご心配をおかけしたことを改めまして深くお詫び申し上げます。

「にっぽん丸」は、グアム港F3埠頭に引き返し船体状況の詳細調査を行った結果、船尾下方に損傷が確認されています。

これまでの調査において、事故当日乗員による飲酒の事実があった旨の情報を得ております。商船三井客船は社内規則により当直開始4時間前以降の飲酒を禁止しており、これに違反した場合は直ちに当直任務から解かれます。調査の結果が判明するまでの間、操船していた船長の職務は停止しています。

本事故に対しては現地で引き続き米国沿岸警備隊及び米国海軍による調査が行われていますが、商船三井グループとしてこれら調査に全面的に協力してまいります。同時に、商船三井グループとしても本事故の原因究明を進め、再発防止策を徹底する所存です。

# 諸外国の飲酒関連規制の概要

- 船舶の飲酒関連基準は、「船員の訓練及び資格証明並びに当直の基準に関する国際条約」(STCW条約)において定められており、多くの国がSTCW条約と同じ基準を採用している。

	アルコールによる業務制限基準		アルコール検査			飲酒禁止時間 (h)
	呼気濃度 (mg/l)	血中濃度 (%)	当直前	当直後	記録・ 保存義務	
日本	0.15 (処分等の基準 であり、酒気帯 びは禁止)	規定なし	規定なし	規定なし	規定なし	規定なし
国際条約 (STCW条約)	0.25	0.05	規定なし	規定なし	規定なし	当直4時間前 (非強制)
EU	0.25	0.05	規定なし	規定なし	規定なし	当直4時間前 (非強制)
米国	-	0.04	規定なし	規定なし	規定なし	当直4時間前
英国	0.25	0.05	規定なし	規定なし	規定なし	規定なし
シンガポール	0.25	0.05	規定なし	規定なし	規定なし	規定なし

# STCW条約関係規程

## STCW条約

### ○当直に関する基準(強制規定)

A-8-1節  
任務への適合

10 指定された安全、保安、海洋環境保護の任務を遂行中の船長、職員その他の船員によるアルコールの乱用を防ぐため、主管庁は、血中アルコールレベル(BAC)を0.05%以下にするか、呼気中のアルコール分を0.25mg/l以下にするか、若しくはそのようなアルコール濃度につながるアルコール摂取量を抑えるなどの制限を設けなければならない。

### ○当直に関する指針(非強制規定)

B-8-1節  
任務への適合に関する指針

#### 薬物及びアルコールの乱用防止

- 6 薬物及びアルコールの乱用は、当直任務又は安全、汚染防止又は保安に関する指定任務に関わる任務を遂行するうえでの船員の適正と能力に直接影響を及ぼす。薬物又はアルコールの影響下にあると看做された船員は、彼らの任務遂行能力が正常に戻るまでは、当直任務又は安全、汚染防止及び保安に関する指定任務に関わる任務遂行は許されない。
- 7 主管庁は、当直要員及び安全、汚染防止又は保安任務に関わる任務をもつ者の能力を損なわないよう、アルコール及び薬物の乱用を防止するための適切な措置が講じられることを確保し、下記を含む必要に応じた検査プログラムを確立しなければならない。
  - .1薬物及びアルコールの乱用を特定すること
  - .2当該人物の尊厳、プライバシー、秘密性及び基本的な法的権利を尊重すること
  - .3関連する国際指針を勘案すること
- 8 自社の品質管理制度の一部として若しくは船員に適切な情報又は教育を与えるなどの方法により、会社は、船員に対して当直任務につく前4時間以内でのアルコールの飲用を禁止することを含む、薬物及びアルコールの乱用防止を明確に謳った書面による方針の実施を検討しなければならない。
- 9 薬物及びアルコールの乱用防止プログラムの策定に関わる者は、改訂される可能性のあるILOの出版物「海事産業における薬物及びアルコール防止プログラム(計画者のための便覧)」に含まれる指針を考慮に入れなければならない。



### 3. 他の輸送モードにおけるアルコール検査等

---

# 各輸送モードにおけるアルコール検査等に関する規定

輸送モード	アルコール検査等に関する規定			業務前飲酒禁止時間 (h)
	乗務前	乗務後	記録・保存義務	
自動車	検知器使用	検知器使用	点呼結果 (日時、氏名等) の記録・保存	規定なし
航空 (本邦航空事業者)	検知器使用	検知器使用	日時、氏名、結果 の記録・保存	8時間前
鉄道	規定なし	規定なし	規定なし	規定なし
海運	規定なし	規定なし	規定なし	規定なし